

政務活動費に関する調査特別委員会 調査報告書

令和2年7月28日

目次

第1	調査の趣旨	2
第2	特別委員会の設置及び調査事件	3
1	設置決議	
2	設置根拠	
3	委員会の名称及び構成（定数、正副委員長の氏名）	
4	調査事件	
第3	委員会の開催状況	4
第4	事実経過及び本市議会の対応	5
第5	委員会における委員外議員の発言	8
第6	調査の結果	13
第7	再発防止に向けて	19

第1 調査の趣旨

令和元年度において、会派市政会に所属していた齋藤昌秀議員（会派代表者）及び玉置美津恵議員（経理責任者）は、会派に交付された政務活動費 330,000 円の活用方法として、各々165,000 円ずつ所持して使用し、その額を超過した分は、各自の持ち出しとして政務活動を行うことで合意していた。

その後、会派市政会から、令和元年度分政務活動費収支報告書が提出されたが、内容としては、齋藤昌秀議員の支出が 43,881 円、玉置美津恵議員の支出が 286,119 円であった。玉置美津恵議員に支出が偏っているものの、収支報告に記載された政務活動の内容については問題がないと見られたが、収支報告書の提出から一か月後に、玉置美津恵議員から、自分に支給された政務活動費は 165,000 円のみであり、齋藤昌秀議員は分配した 165,000 円から 43,881 円を差し引いた差額、121,119 円を所持したまま、会派内での調整が図られていない旨の申し出が事務局へあった。その後、正副議長が間に入り、最終的に齋藤昌秀議員が所持していた 121,119 円について、玉置美津恵議員に返金された。

この経緯について、齋藤昌秀議員が収支報告がされていない差額の現金を何故所持していたのか、政務活動費の交付に関する条例上の規定はないものの、政務活動費の活用方法として、165,000 円を超えたものは各自の持ち出しとする取り決めをしていたが、収支報告書の提出については支出額に偏りがあり、その調整が会派内で図られていたのか、会派としての実態があったか等の問題点を明らかにするため調査を実施した。

第2 特別委員会の設置及び調査事件

1 設置決議

「発議案第1号 政務活動費に関する調査特別委員会の設置について」

令和2年第1回臨時会 令和2年6月29日、全会一致により原案可決

2 設置根拠

山武市議会委員会条例第6条第1項による

3 委員会の名称及び構成（定数、正副委員長の氏名）

政務活動費に関する調査特別委員会

定数 7名

委員長 八角 公二

副委員長 加藤 忠勝

委員 萩原 善和

委員 市川 陽子

委員 宍倉 弘康

委員 石川 和久

委員 北田 守

4 調査事件

会派市政会の令和元年度政務活動費の使途等の調査

第3 委員会の開催状況

開催期日	内 容
第1回 令和2年6月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長の互選
第2回 令和2年6月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催スケジュール及び委員会の進め方について ・ 事実経過等の報告 ・ 質問事項について
第3回 令和2年7月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会派市政会の令和元年度政務活動費に係る事実経過の報告 ・ 委員外議員からの意見聴取 ・ 聴き取り内容整理 ・ 次回の開会日時について
§ 協議会 令和2年7月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴き取り内容整理
第4回 令和2年7月10日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員外議員からの意見聴取 ・ 次回の開会日時について
§ 協議会 令和2年7月10日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴き取り内容整理
第5回 令和2年7月16日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書（案）について

第4 事実経過及び本市議会の対応

本件に係る事実経過は、以下のとおりである。

年 月 日	内 容
① 令和元年5月9日	会派市政会代表者 齋藤昌秀議員が市へ政務活動費交付申請書を提出（山武市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項）。 代表者：齋藤 昌秀 経理責任者：玉置 美津恵 所属議員数：2名（令和元年5月1日現在） 交付申請額：330,000円（2名×11ヶ月×15,000円）
② 令和元年5月9日	市が会派代表者 齋藤昌秀議員へ政務活動費交付決定通知書を通知（山武市議会政務活動費の交付に関する条例第5条）。 令和元年度政務活動費交付決定額（年額）330,000円
③ 令和元年5月13日	市政会 代表者 齋藤昌秀議員が市長（議会事務局）へ政務活動費交付請求書を提出（山武市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項）。 金 330,000円（令和元年5月～令和2年3月分）
④ 令和元年6月13日	市（議会事務局）から市政会へ政務活動費を支払い（指定の口座へ振込）。
⑤ 不明	会派市政会において、齋藤昌秀議員、玉置美津恵議員間で協議し、政務活動費330,000円は各々165,000円ずつを所持して政務活動費として執行し、支出額が超過した際は各自の持ち出しとすることで合意。
⑥ 令和2年3月24日	玉置美津恵議員が齋藤昌秀議員へ収支報告書作成のため領収書を提出するよう求めたところ、齋藤昌秀議員は27日に提出すると回答。
⑦ 令和2年3月27日	齋藤昌秀議員から領収書の提出がなかったため、玉置美津恵議員が自身の政務活動費支出伝票の電子データを齋藤昌秀議員へ渡し、齋藤昌秀議員の収支記録を追加するよう指示。 →その後、玉置美津恵議員からの度重なる催促に齋藤昌秀議員が応じないため、議会事務局からも連絡したところ、4月20日に来庁するとのことであったが、最終的に20日はキャンセルとなり、4月27日に議会事務局へ収支報告書を提出すると連絡があった。
⑧ 令和2年4月28日	玉置美津恵議員が議会事務局へ来庁した際、政務活動費収支報告書は提出されておらず、齋藤昌秀議員から議会事務局に対し、提出は4月30日になると連絡があったことを知る。

<p>⑨ 令和2年4月30日</p>	<p>玉置美津恵議員は、議会事務局へ来庁するも、予定が入っているため齋藤昌秀議員が来るまで待てないと、自身の支出伝票（領収書添付済み：金額 304,564 円）を事務局へ預け退庁した。</p> <p>その後、齋藤昌秀議員が来庁し、会派室で自身の支出伝票（金額 43,881 円）及び収支報告書の提出作業をしていると、予定がキャンセルになったと玉置美津恵議員が再度来庁する。しかし、また次の予定があるとのことで、収支報告書の提出は齋藤昌秀議員に任せ退庁した。</p> <p>→会派市政会の政務活動費支出額 348,445 円。 （内訳：齋藤昌秀議員 43,881 円 玉置美津恵議員 304,564 円）</p> <p>→市政会 代表者齋藤昌秀議員が市へ政務活動費収支報告書を提出（山武市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項）。</p> <p>収入 政務活動費：330,000 円 支出 研修費、資料作成費、資料購入費：348,445 円 残額 0 円</p> <p>※書類の内容を含め、齋藤昌秀議員、玉置美津恵議員の承諾を得た上で、収支報告書及び支出伝票の決裁欄には議会事務局職員が押印。</p>
<p>⑩ 令和2年6月1日</p>	<p>玉置美津恵議員が議会事務局へ、政務活動費のうち齋藤昌秀議員の未執行分が市へ返還されるよう収支報告書の訂正を求めると来庁。</p> <p>→議会事務局は、収支報告書の内容に問題がないこと、政務活動費は議員個人ではなく、会派へ交付していることから、齋藤昌秀議員と調整するよう回答。</p>
<p>⑪ 令和2年6月2日</p>	<p>議長・副議長から齋藤昌秀議員、玉置美津恵議員に対し、政務活動費の執行割合が玉置議員に偏っていることについて事情を確認。</p> <p>→齋藤昌秀議員は、政務活動費の多くを玉置美津恵議員が支出していることについて、研修会への参加内容や購入した図書等は会派で共有し活用しているので問題ないとしているが、以後気を付けるという回答。</p> <p>→議長から政務活動費の用途及び会計処理は、会派の中で適正に行うよう両議員に指導。</p> <p>→玉置美津恵議員から市政会を脱退したいとの申し出があり、会派代表者である齋藤昌秀議員もこれを了承。</p> <p>会派変更届（脱退）が6/2午後提出された。</p>
<p>⑫ 令和2年6月5日</p>	<p>玉置美津恵議員から議長・副議長へ、齋藤昌秀議員から政務活動費の返還がされないことについて相談。</p>

	<p>玉置美津恵議員は、令和元年度政務活動費に係るこれまでの経緯を記した文書を持参し議長・副議長に再度説明した。</p> <p>→副議長：会派の中で、165,000円ずつ支出するとしていたのであれば、使っていない政務活動費は返すのは当然である。政務活動費の使途は、会派で責任を持ち、説明できるようにしておくべきものである。</p> <p>議長：市に提出した収支報告書のとおり処理するよう指示。会派の政務活動費について齋藤昌秀議員に指導を考えていると伝える。</p> <p>→玉置美津恵議員は退席し、齋藤昌秀議員と面談。</p> <p>市へ提出した収支報告書の内容に問題がないのであれば、玉置美津恵議員の立て替え分は齋藤昌秀議員が持っているものではないのではないかと話すと、齋藤昌秀議員は玉置美津恵議員に返還すると回答した。</p> <p>→玉置美津恵議員再入室。</p> <p>齋藤昌秀議員が玉置美津恵議員へ謝罪。副議長から、お金の話は会派の議員間で協議するよう指導があり、会派室に戻ったのち齋藤昌秀議員から玉置美津恵議員へ、齋藤昌秀議員が算出した金額89,957円を返金した。</p> <p>→玉置美津恵議員が帰宅後、再計算したところ31,162円の不足が判明した。齋藤昌秀議員へ連絡したところ、齋藤昌秀議員が玉置美津恵議員の自宅へ訪れ、不足分を返金した。</p>
<p>⑬ 令和2年6月6日</p>	<p>一連の経緯について、玉置美津恵議員が取材に答えた記事がインターネット上で公開され、多くの議員、市民が知るに至った。</p>

以上の事実経過を受け、令和2年6月16日に開催された議会全員協議会において、議長の提案で、齋藤昌秀議員と玉置美津恵議員に説明を求めた。しかし、その説明では、収支報告書の作成過程に両議員で食い違いがあることから、更なる調査が必要と判断された。その後、令和2年6月26日に開催された議会全員協議会において、委員7名で構成する「政務活動費に関する調査特別委員会」の設置が決定された。

第5 委員会における委員外議員の発言

本委員会では、玉置美津恵議員及び齋藤昌秀議員を委員外議員として招致し、意見聴取を行った。

1 玉置美津恵議員への意見聴取（令和2年7月8日）

§ 政務活動費の交付に関する条例上の規定はないものの、会派に交付された政務活動費 330,000 円を各々 165,000 円に分けた理由については、男女 2 人の会派であるため、視察研修等、一緒に行動することが難しいと判断し、最初の取り決めで別々に活動することとした。お互いに違う勉強会に行き、教え合いながら、年度末には会派だよりを発行しようと計画していた。

§ 収支報告を行う際は、お互いのものを合算して報告することとしていた。

§ 会派内で政務活動費 330,000 円を 165,000 円ずつに分け、その額を超過した場合は各自の持ち出しとすると合意していたならば、165,000 円を超えた領収書は必要ないと思われるが、収支報告の際、全ての領収書を支出伝票に貼付して齋藤昌秀議員へ渡した理由については、他の議員が報告している収支報告書を参考とした際に、交付額の政務活動費を超えて計上しているものがあったことから、1年間活動したものは、全て出すべきだと思ったためである。

§ 収支報告書が、玉置美津恵議員 286,119 円、齋藤昌秀議員 43,881 円、計 330,000 円で提出されることについては、4月30日に齋藤昌秀議員から報告を受けた。その際、自分に政務活動費を多く使わせてくれたと思ったが、1か月経っても返金がなく、齋藤昌秀議員が 165,000 円から 43,881 円を引いた差額を保持したままであるのはおかしいと思った。

§ 玉置美津恵議員は齋藤昌秀議員へ、自分へ差額を返還するよう伝えていない。その理由としては、自分の性格から返金の話はしづらく言えなかった。

§ 齋藤昌秀議員が保持している差額を、自分ではなく市へ返還すべきと考え、収支報告書の自分の領収書の金額を 165,000 円へ訂正したい旨を議会事務局へ申し出ているが、その時期が収支報告書が提出されてから一カ月後、また出納整理期間終了後である 6 月 1 日になった理由については、齋藤昌秀議員から返金がないことについて、おかしいと気が付いた時期が 5 月の最終の金曜日であり間に合わなかった。また、相談していた知人から、6 月 1 日に収支報告書を訂正した方が良いとの指摘を受け、訂正を申し出た。

§ 通帳については会派代表者である齋藤昌秀議員が作成し、全ての政務活動費を引き出して、自身は 165,000 円を受領した。その際、通帳の管理の話になったが、記憶が定かではないが、残高がない通帳を自分が保持していても仕方ないと言った覚えがあり、現在手元にはないため、齋藤昌秀議員が保管していると思われる。その後、通帳の所在は不明となっている。

§ 予定があったとはいえ、経理責任者として、最後まで収支報告書を確認せず、提出を齋藤昌秀議員へ任せたことについて、3 月下旬から自分は準備を進めており、度々齋藤昌秀議員へ提出の要請をしているが、齋藤昌秀議員の領収書を預かる約束は果たされず、そのまま報告締切日を迎えた。経理責任者としての責任は感じているが、齋藤昌秀議員に経理責任者としての仕事をさせてもらえなかったためである。

§ 齋藤昌秀議員から返金された 121,119 円については、手元に保管してある。周囲から、勉強して、正当に使っているものであり、受け取って良いものであると指摘されたが、当初の取り決めである 165,000 円以上を使用することは心情的にできない。市へ返金の手続きが可能であるならば、市へ返金したいと申し出た事実がある。

2 齋藤昌秀議員への意見聴取（令和2年7月8日）

§ 政務活動費の交付に関する条例上の規定はないが、会派に交付された政務活動費 330,000 円を各々 165,000 円に分けた理由については、今後の政務活動の予定を試算した際、明らかに 165,000 円を超える試算であったことから分けることとなった。記憶が定かではないが、自分から提案したと思われる。

§ 収支報告を行う際は、お互いのものを合算して報告することとしていた。

§ 会派内で政務活動費 330,000 円を 165,000 円ずつに分け、超過分については各自の持ち出しとする合意をしていたが、収支報告の際に、165,000 円を超えた玉置美津恵議員の領収書を使用することはできないという認識は、その時点ではなかった。

§ 玉置美津恵議員の領収書を全て使用した理由は、玉置美津恵議員が正当な政務活動で使った費用であれば問題がなく、経費として認められるだろうという認識からである。

§ 収支報告書においては、玉置美津恵議員 286,119 円、齋藤昌秀議員 43,881 円の支出で提出したにもかかわらず、121,119 円多く保持していた理由について、自身も政務活動を行う中で、受け取った政務活動費以上に自費で賄っている部分があったため、玉置美津恵議員に返還しなければならないという認識が欠如していた。正副議長から指摘があり収支報告書通りに政務活動費を分配しなければならないと気づき、速やかに玉置美津恵議員に返金した。なお、返金が 2 回に渡った理由は、単純な計算ミスによるものである。

§ 政務活動費については、現金を封筒に入れて管理しており、政務活動に該当すると思われる費用については、その都度封筒から使用し、超過した分は自己負担としていた。収支報告書提出後、差額を封筒へ戻すことなく経過したため、自身でも政務活動費を使用しているという齟齬が発生してしまった。政務活動費に該当すると思われる支出の領収書については封筒に入れて保管していたが、収支報告書を提出後の 5 月半ばに処分してしまった。

§ 収支報告書で、玉置美津恵議員に支出が偏っていたことについては、会派で使用するものであると問題がないと考えていた。自分の認識が甘かったことが招いた結果であると認識している。

§ 玉置美津恵議員が、差額を市へ返還したいと意思表示していることについては、玉置美津恵議員が政務活動として勉強し、正当に支出した費用であるため、玉置美津恵議員が使用しても問題ないと認識している。しかし、本人が返還の意思を示しているのであれば、反対はできない。

3 玉置美津恵議員、齋藤昌秀議員への意見聴取（令和2年7月10日）

7月10日の本委員会では、7月8日の聴取時に相違する点を中心に、両議員同席の下、意見聴取を行った。

§ 4月30日締切日の収支報告書提出の際、内容を二人で確認したのか。

【齋藤昌秀議員】

議会事務局職員と玉置美津恵議員と私が同席の上で確認した。玉置美津恵議員から後は任せると言われて提出しているため、確認をもらった上で提出しているという認識であった。

【玉置美津恵議員】

議会事務局職員と三人で話はしたが、その前に領収書は一切見ていない。現金出納簿は見た。2枚の領収書を提出することの説明はあったが、領収書は別に添付されていたため、実物は確認していない。

§ 会派の通帳の管理について。

【齋藤昌秀議員】

政務活動費を分ける際に、通帳は玉置美津恵議員が、印鑑は私が保持することとした。通帳については、玉置美津恵議員が保持していると認識していた。

【玉置美津恵議員】

政務活動費を受領した際、齋藤昌秀議員から通帳の管理について問われたが、残高が無い通帳を保持していても仕方ないと考えた。経理責任者として、今となれば、自分が保管すべきものだったと思うが、通帳を預かった覚えはない。

§ 政務活動費で支出した書籍・事務機器及び研修成果について、会派で共有できていたのか。

【齋藤昌秀議員】

十分には共有できていないかもしれないが、同じ会派として必要な時に書籍を貸し借りできるという認識であり、そのような意味では共有できると考えていた。

ポータブル電源、外付け SSD については、玉置美津恵議員と共有はしていない。

研修の内容については、一般質問の打合せを行う際に、研修内容を聞いていたため、共有できていると認識していた。

【玉置美津恵議員】

会派で勉強するため、複数の研修会へ参加した。齋藤昌秀議員も勉強（共有）ができるように、研修時のテキストと音声データを保管していた。それを齋藤昌秀議員に話したが、税理士に相談するため必要ないとの回答だった。貸し出す準備はできていたが、一回も使われることはなかった。

齋藤議員へ研修の内容を話したことはあるが、一般的な会話であり、それを勉強しているとは捉えていない。

§ 政務活動費を使用する際、政務活動として支出しているとの認識はあったのか。

【齋藤昌秀議員】

4年間の議員の任期の中で活用するものと認識し、ポータブル電源、外付けSSD、ともに政務活動として適正に支出したと考えている。

【玉置美津恵議員】

齋藤昌秀議員がテキストや音声データを使用すれば、会派で共有できたと思っている。しかし使われていないため、結果的に自己研鑽として支出したのものもあると認識している。

§ 政務活動費の返還について。

7月8日に玉置美津恵議員から申し出があった政務活動費の返還について、その意思に変わりがない旨の発言が、玉置美津恵議員からあった。

それを受けて、同席する齋藤昌秀議員へ確認したところ、玉置美津恵議員が返還することについて同意がなされた。

第6 調査の結果

§ 会派に支給された政務活動費 330,000 円を各々165,000 円に分けて所持したことについて

政務活動費については、山武市議会政務活動費の交付に関する条例において、「月額1万5,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する」としている。

政務活動費の活用については山武市議会政務活動費の交付に関する条例、また、山武市議会政務活動費の取り扱いに関する申し合せ事項に則り、各会派の責任において行われるが、あくまでも会派に交付しているものであり、上記、会派市政会のように、各議員個人で費用を分配することは想定していない。

個々に活動を行い、情報を共有することで会派としての活動に活かすこと及び双方で均衡のとれた金額を使用することは否定されるものではないが、各自で政務活動費を保持した結果、会派で使用するという意識が薄れ、個人としての活動に使うかのような認識を持ちやすくなり、このような事態が発生した原因になったと考えられる。

§ 会派市政会における収支報告書の玉置美津恵議員、齋藤昌秀議員の支出状況について

令和元年度に会派市政会が支出した政務活動費として報告された金額は、齋藤昌秀議員 43,881 円、玉置美津恵議員 286,119 円である。玉置美津恵議員に支出が偏っているが、会派内で合意され、使途が政務活動費として使用されているものであれば、収支報告書上問題はない。

会派内の協議の末、165,000 円を超過した分については自己負担とする取り決めを、当初行っているが、収支報告時は合算して報告することで双方合意しており、165,000 円を超えて収支報告を行わないという認識は、双方に無かったものと言える。

しかし、収支報告書を提出するにあたり、各々165,000 円以上を超過した際は自己負担とする取り決めについて、会派として、どのように収支報告書に反映させるか、入念な協議は行われていない。協議が行われなかった理由としては、経理責任者である玉置美津恵議員から、政務活動として使用した領収書の提出を再三にわたり請求されていたにもかかわらず、そのことに対し、齋藤昌秀議員が最終日まで対応できなかったためである。齋藤昌秀議員は、その理由として、政務活動費に使用できる費用かどうかの判断を迷っていたとのことだが、日頃からの政務活動費に係る知識不足、また、公金を扱っているという意識の欠如によるものであると考えられる。

齋藤昌秀議員から玉置美津恵議員に、自身が提出する領収書の説明は行ったものの、内容や金額について双方で入念に確認しながら提出に至っているかについては、確認できなかった。

§ 通帳の管理について

政務活動費は毎年交付されるものであり、会派を結成したのであれば、任期である4年間は使用し続けるものと想定される。管理について両議員の言い分に食い違いはあるものの、どちらも通帳の所在を確認しておらず、政務活動費が、公金であるとの自覚が欠如していたと言える。

§ 政務活動費の使途について

玉置美津恵議員が行った調査・研究活動、書籍等の購入については、議員として、地方行財政等に関する調査研究等についての知識・技術を習得するものである。これらの内容については、議員として活動する上で必要な研修であり、齋藤昌秀議員がその内容を共有しなかったとしても、それをもって直ちに政務活動の対象外となるものではないと考える。

政務活動費において適切ではない私的経費としては、趣味・個人としての研鑽のための資格取得等、プライベートな活動と考えられるが、それらにはあたらないと考えられる。個々の得た知識等が、結果として会派の活動の中で活かされるもの、例えば会派で行う一般質問等で活かされるものであれば、他の議員がその内容を把握していないことをもって否定されるものではないと考えられる。

齋藤昌秀議員が支出したSSDは、事務機器の購入にあたるが、任期を通して使用することを想定しており、年度内での使用の完結を義務付けるものではない。また、山武市議会の政務活動費の申し合せにおいては、「事務機器の（備品）購入については、政務活動費の3分の1程度を限度とする。また、改選前の1年間は、購入を差し控えるものとする。」としており、改選目前に購入することは差し控えるよう求めているところである。議員としての活動の記録として、そのみに使用する機器であれば、購入について直ちに否定されるものではないと考える。

1 齋藤昌秀議員（会派代表者）の責任

自身も政務活動に要した費用があったという認識だったとはいえ、収支報告されていない差額の現金を所持していたことは、理解しがたい。正副議長の指摘を受けるまで、返金すべきことを認識できなかったことは、収支報告書を提出した会派代表者として、また、政務活動費を扱う議員としての意識の欠如があったと言わざるを得ない。

政務活動費の交付に関する条例において、収支報告書は全ての政務活動の支出を報告させるものではなく、交付された政務活動費の使途を報告させるものであるところ、支出総額が交付額を上回っている場合に、どの分を報告し、又は報告しないかは、報告者の裁量に任されている。そのため、齋藤昌秀議員が主張する、自身が行った政務活動について、その内容及び領収書の提出を求めたところであるが、活動内容としては研修等の日程及び内容の提示はあったものの、領収書は収支報告書の提出が済んだ5月半ばに処分しており、また、提示された領収書についての根拠となる研修等の資料は確認できなかった。

分配した政務活動費については、現金を封筒に入れて管理しており、政務活動に該当すると思われる費用についてはその都度封筒から使用し、超過した分は自己負担としていた。領収書についても封筒に入れて保管していたとのことだが、収支報告書提出後、差額については封筒に戻していない。このことについては、日頃から政務活動費についての管理がずさんであったこと、また、公金を扱っているという意識が乏しかったことが伺える。

齋藤昌秀議員は、差額を保持し続けていたことに関して、自身の認識違いによる誤りであると認めており、返還すべきと指摘されてから、自身の行動が疑惑をもたれるような行為であったことも否定していない。

返金すべきものは返金するという気持ちはあり、議長・副議長から指摘された後は、速やかに返金している。以上のことから、初めから差額を自身のものにする目的で、玉置美津恵議員の領収書を使用したとは断定できないと考える。

しかし、収支報告書の作成にあたり、経理責任者である玉置美津恵議員からの度重なる協力依頼に対し予定を延ばし続け、作成及び提出が、締切日である4月30日に至ったことは、両議員間で十分な確認時間を確保することが出来なくなってしまった一因である。政務活動費として対象となるかどうかについては、まず、議会事務局に確認することであり、税理士に相談する内容ではないことは容易に想像できたはずである。その点について、議員としての認識が誤っていたと思われる。

今回の問題の発端は、両議員間の意思疎通の欠如によるものであり、その原因が齋藤昌秀議員の、政務活動費を扱うという自覚の欠如、スケジュール管理のルーズさ、政務活動費に対する知識・認識不足であり、その責任は重い。

2 玉置美津恵議員（経理責任者）の責任

令和元年度の会派市政会政務活動費の収支報告書の内容について、玉置美津恵議員に支出が偏っていることについては、当初各々165,000円ずつ所持し、超過した分は自己負担とする取り決めがあったことを差し引いても、会派内で合意の上提出されたものであることを前提に、使用用途等に不審な点は見られない。

また、自身の収支報告書提出に係る準備については、3月下旬から進めており、何ら落ち度はないと考えられる。当初の取り決めを超えて、自身が使用した全ての領収書を貼付したことについては、他の会派を参考とし、全て提出しなければならないと誤認していたことによるものであり、全ての金額を政務活動費として請求しようとした意図が当初からあったとは考えにくい。

しかし、自身の領収書、286,119円が収支報告として提出された時点で、165,000円を超過した差額121,119円が齋藤昌秀議員からは返還されるものとの認識があり、その後、返還されないことに疑問を持ちつつも、精算について当事者である齋藤昌秀議員へ調整を図っていないことについては、経理責任者としての責任を果たしていない。収支報告書が提出された時点で、齋藤昌秀議員から返還があつて然るべきだが、それがなされない状態ならば、まず会派内で調整が図られるべきである。齋藤昌秀議員が差額の現金を所持していることの不当性を本人に指摘し、是正する役を負うのは、同じ会派であり経理責任者でもある玉置美津恵議員であるのに、それを自ら行わず、会派外の議員へ対応を求め、議会全体を混乱させるに至った。

また、収支報告書について、4月30日に最終的に提出を見届けられず退席しているのであれば、詳細な内容の確認を、後日議会事務局へ求めることもできたと考えられるが、問い合わせは行っていない。そして、齋藤昌秀議員に連絡を取ることなく、一カ月を経過するまでそのままにしている。

さらに、政務活動費を扱う通帳については、議員の任期の間使用されるものと想定されるが、所在について明確に確認していないことは、経理責任者としての意識が欠如していたと思われる。

会派内での意思疎通が図れていないことが根底にあるが、意思疎通を欠如させる原因が、主に相手にあつたとしても、政務活動費という公金を扱う経理責任者としての責務を果たしていない責任は重い。

第7 再発防止に向けて

本件は、市から交付された政務活動費が、会派内で精算されず、会派代表者が、その一部の現金を所持していた事件である。その根底には、政務活動費が、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」（地方自治法第100条第14項）、会派又は議員に交付される市民の税金であることの、認識の欠如がある。

会派市政会に交付された政務活動費330,000円は、収支報告書のとおり両議員の政務活動のための経費として適正に支出されたものと思われるが、会派内で当初に分配し、その後、互いの意思疎通の欠如から精算がされないまま、差額の現金を会派代表者が所持していたこと、また会派内での適正な管理がなされずに明るみになったことは、市民の本市議会に対する信頼を失墜させる行為である。

今後は、会派における管理体制の見直しをはじめ、政務活動費に係る申し合せ事項の修正、議員の倫理規程の制定について検討していく必要があると考える。以下に、各議員・各会派及び議会全体の2つの観点から再発防止策を示すこととする。

1 各議員・各会派が取り組むべきこと

全議員が本件を教訓として、政務活動費に対する意識を高め、改めて、政務活動費が市民の税金を原資としていることをはじめ、その意義を十分に再考し、一層の透明性の高い運用につなげていく必要がある。

また、政務活動費の管理・支出は会派が適正に行わなければならない、市民への説明責任と会派内における政務活動費の管理を徹底しなければならない。

具体的な対策として、会派内における後払い方式の徹底や、経理責任者及び経理責任者以外の複数の者による、現金の出納の確認、収支報告書の確認を行うべきである。

2 議会全体として取り組むべきこと

議員は、市民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、行動しなければならない。今回このような事態が発生したことは非常に残念でならない。今後、その責務を明確化するため、倫理規程を制定し、議員として遵守すべき基準を定めることを提案する。

今後は、本委員会での調査結果を踏まえ、本市議会において対策等を最優先に検討し、具現化を図る必要がある。そして、政務活動費に対する議員一人一人の意識をより高めるとともに、より一層の透明性を有する運用につなげ、使途に関する説明責任を果たし、本市議会が一丸となって失われた市民からの信頼回復に努めなければならない。